各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

## カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成29年6月28日付け生食監発0628第1号によりELBEE MEAT PACKERS LIMI TED(施設番号11) (Business Name: ①ST. HELEN'S MEAT PACKERS ②BEST MEATS) からの貨物の輸入手続を停止しているところです。

今般、カナダ政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、平成29年6月28日付け生食監発0628第1号は廃止します。

記

- 1 平成30年1月10日以降に衛生証明書が発行されたものについては、 平成25年2月1日付け食安監発0201第4号(最終改正:平成27年3月 27日付け食安監発0327第2号)に基づいて取扱うこと
- 2 平成30年1月9日以前に衛生証明書が発行されたものについては、 輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一 性確認を実施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、そ の結果等に問題がない場合には、1と同様に取扱うこと